明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務二六一、二六二）　二
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同二六三）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（同二六四）　三
○公共業務用無線局の利用状況調査に係る無線局の種類を指定する件（同二六五）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会一四）　三
○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とバーレーン王国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三一三）　四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（厚生労働二四五）　四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（同二四六）　四
○集成材の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産八九七）　四
○集成材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同八九八）　五
○集成材についての検査方法の一部を改正する件（同八九九）　五
○集成材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同九〇〇）　五
○船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（国土交通八四二～八四五）　五
○船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（同八四六～八四九）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同八五〇）　六
○道路に関する件（中部地方整備局八三、八四）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一一八）　六

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　新潟県　石川県　愛知県　山口県　福岡県　札幌市　横浜市　川崎市　静岡市　堺市　神戸市　広島市　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒賞〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
令和五年海事代理士試験の施行（国土交通省）　八

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九

〔公告〕
諸事項
裁判所　相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇